

事務連絡  
令和5年4月24日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
医療用物資等確保対策推進室  
（マスク等物資対策班）

「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について」  
の一部改正について

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）については、国が確保したものについて、都道府県を通じて、又は国からの直送により必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。加えて、G-MIS（医療機関等情報支援システム）のWEB調査を活用して、新型コロナ感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。

今般、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、新たに新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関についても令和5年5月8日から緊急配布（SOS）要請の対象とします。詳細は、令和5年4月24日付「WEB調査結果の活用マニュアルの改定について」のとおりです。

都道府県におかれましては、改めて、体制の整備等を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、前回事務連絡（「医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その6）」（令和3年6月9日事務連絡））からの主な変更点を赤字で記載します。

記

## 1 都道府県及び国における医療用物資の緊急配布の対応について

- WEB 調査については、令和2年6月26日付け「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等についての調査項目一部変更のお知らせ（その8）」に基づき、医療機関が閲覧する WEB 調査のトップページに、緊急要請の専用のページへのアイコンを新設し、日々、医療機関が医療用物資ごとに「緊急配布（SOS）」を要請できるようになりました。

この「緊急配布（SOS）」の対象の医療用物資は、サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋です。
- **新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、新たに新型コロナウイルス感染症患者への対応を行う医療機関についても、令和5年5月8日から緊急配布（SOS）要請の対象とします。**
- **緊急配布（SOS）の要請については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）より行っていただくことを原則としていますが、G-MIS 未登録でその ID が付与されていない診療所等については、ID が付与されていない間、別添様式の「緊急配布要請シート（未登録医療機関用）」に記入し、都道府県へ提出することで緊急配布（SOS）の要請を行うことが可能です。配布対象物資は G-MIS からの要請の場合と同様です。**
- **G-MIS 未登録でその ID が付与されていない診療所等について上記の要請方法を可能とすることに伴い、地域の医師会等（とりまとめ団体）経由での緊急配布要請に関しましては、本事務連絡をもって廃止します。**
- 令和5年4月24日付「WEB 調査結果の活用マニュアルの改定について」に基づき、以下の①～③すべての要件を満たす医療機関への配布を念頭に、医療機関の緊急配布（SOS）要請に対して、都道府県の備蓄で対応するか、国による直送で対応をするか、より迅速かつ適切な方法を都道府県で決定していただき、緊急の支援を行っていただくようお願いいたします。
  - ① 欠品等により自ら調達できない
  - ② **新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関若しくは発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関として都道府県から指定される医療機関又は新型コロナウイルス感染症の回復後の患者を受け入れる後方支援医療機関**
  - ③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間以内
- 医療機関等のニーズ把握、相談への対応、備蓄の確保や管理、医療機関等への配布など、都道府県において医療用物資を的確に配布するための体制を整備するようお願いいたします。都道府県における事務に要する費用（人件費等）に対して国で財政措置しています。

- なお、緊急配布した医療機関名及び数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者にご相談させていただきます。
- 配布する医療用物資について、材質やサイズは都道府県や医療機関が選択できませんのでご理解をお願いいたします。なお、非滅菌手袋については、配布数が1000双（2000枚）以下であって特に希望するサイズがある場合に限り、その内容も考慮しつつ配布数の決定を行います。

## 2 WEB 調査への協力要請について

- **診療所から発熱患者等の診療に対応する**旨の報告があった場合には、WEB 調査について周知いただき、活用を促していただきますよう、協力をお願いいたします。WEB 調査への登録等の詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」（令和5年4月20日付け事務連絡）をご確認ください。

担当者連絡先

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
医療用物資等確保対策推進室  
（マスク等物資対策班）  
TEL : 03(5253)1111 内線8453  
03-3595-3533（夜間直通）

【緊急配布チーム】

MAIL : [sos-busshi@mhlw.go.jp](mailto:sos-busshi@mhlw.go.jp)